

第六十七回 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会連合審査会 會議録第一号

昭和四十六年十二月二十三日(木曜日)
午後二時三十分開会

委員氏名

沖繩及び北方問題に関する特別委員

委員長 長谷川 仁君
理事 鬼丸 勝之君
理事 楠 正俊君
理事 柳本 亨弘君
理事 丸茂 重貞君
理事 松井 誠君
理事 森中 守義君
理事 矢追 秀彦君
理事 高山 恒雄君
理事 岩間 正男君
理事 稻嶺 一郎君
理事 今泉 正二君
理事 長田 裕二君
理事 梶木 又三君
理事 片山 正英君
理事 龜井 善彰君
理事 古賀雷四郎君
理事 柴立 芳文君
理事 鈴木 省吾君
理事 園田 清光君
理事 竹内 藤男君
理事 西村 尚治君
理事 初村瀧一郎君
理事 宮崎 正雄君
理事 山内 一郎君
理事 若林 正武君
理事 占部 秀男君
理事 大橋 和孝君
理事 川村 清一君
理事 田中寿美子君

通信委員

委員長 横川 正市君
理事 植竹 春彦君
理事 長田 裕二君
理事 古池 信三君
理事 森 勝治君
理事 今泉 正二君
理事 那 祐一君
理事 迫水 久常君
理事 白井 勇君
理事 新谷寅三郎君
理事 西村 尚治君
理事 松平 勇雄君
理事 鈴木 強君
理事 野上 元君
理事 松本 賢一君
理事 山田 徹一君
理事 木島 則夫君
理事 青島 幸男君
理事 松岡 克由君
理事 森 八三一君
理事 小林 武君
理事 中津井 真君
理事 丸茂 重貞君

建設委員

委員長 小津井 真君
理事 丸茂 重貞君

理事 山内 一郎君
理事 田中 一君
理事 大谷藤之助君
理事 熊谷太三郎君
理事 小山邦太郎君
理事 古賀雷四郎君
理事 竹内 藤男君
理事 田中 茂穂君
理事 米田 正文君
理事 舊ヶ久保重光君
理事 沢田 政治君
理事 松本 英一君
理事 沢田 実君
理事 堀田 啓典君
理事 村尾 重雄君
理事 春日 正一君
理事 喜屋武眞榮君

出席者は左のとおり。

沖繩及び北方問題に関する特別委員会

委員長 長谷川 仁君
理事 鬼丸 勝之君
理事 楠 正俊君
理事 柳本 亨弘君
理事 丸茂 重貞君
理事 松井 誠君
理事 森中 守義君
理事 矢追 秀彦君
理事 高山 恒雄君
理事 岩間 正男君
理事 今泉 正二君
理事 長田 裕二君
理事 梶木 又三君
理事 片山 正英君
理事 龜井 善彰君
理事 古賀雷四郎君
理事 柴立 芳文君
理事 鈴木 省吾君
理事 園田 清光君
理事 竹内 藤男君
理事 西村 尚治君
理事 初村瀧一郎君
理事 宮崎 正雄君
理事 山内 一郎君
理事 若林 正武君
理事 占部 秀男君
理事 大橋 和孝君
理事 川村 清一君
理事 田中寿美子君

委員 今泉 正二君
委員 長田 裕二君
委員 梶木 又三君
委員 片山 正英君

通信委員会

委員長 横川 正市君
理事 植竹 春彦君
理事 古池 信三君

委員 白井 勇君
委員 野上 元君
委員 松本 賢一君
委員 木島 則夫君
委員 青島 幸男君
委員 松岡 克由君
委員 小林 武君
委員 中津井 真君

建設委員会

委員長 小津井 真君
理事 丸茂 重貞君

委員 熊谷太三郎君
委員 小山邦太郎君
委員 米田 正文君

國務大臣

政府委員

内閣総理大臣	佐藤 榮作君	大蔵省主計局次長	吉瀬 維哉君
外務大臣	福田 赳夫君	大蔵省理財局次長	小幡 塚也君
大蔵大臣	水田三喜男君	郵政大臣官房長	森田 行正君
郵政大臣	廣瀬 正雄君	郵政大臣官房電	柏木 輝彦君
國務大臣	江崎 真澄君	気通信監理官	牧野 康夫君
國務大臣	山中 貞則君	郵政大臣官房電	溝呂木 繁君
内閣法制局長官	高辻 正巳君	気通信監理官	藤木 栄君
内閣法制局沖繩法制参事官	系 光家君	郵政省電波監理局長	北 雄一郎君
内閣法制局第二部長	林 信一君	郵政省人事局長	竹森 秋夫君
内閣法制局第四部長	角田礼次郎君	常任委員会専門員	中島 博君
人事院事務総局管理局長	茨木 広君	常任委員会専門員	
総理府総務副長官	砂田 重民君		
防衛庁参事官	鶴崎 敏君		
防衛庁防衛局長	久保 卓也君		
防衛施設庁長官	島田 豊君		
防衛施設庁総務部調停官	銅崎 富司君		
沖縄・北方対策庁長官	岡部 秀一君		
沖縄・北方対策庁総務部長	岡田 純夫君		
沖縄・北方対策庁調整部長	田辺 博通君		
外務省アジア局長	須之部量三君		
外務省アメリカ局長	吉野 文六君		
外務省条約局長	井川 克一君		
大蔵大臣官房審議官	前田多良夫君		

事務局側

常任委員会専門員	竹森 秋夫君
常任委員会専門員	中島 博君

本日の会議に付した案件

○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○沖縄振興開発特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、衆議院送付）

○沖縄平和開発基本法案（衆議院送付、予備審査）

○沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案（衆議院送付、予備審査）

〔沖縄及び北方問題に関する特別委員長長谷川仁君委員長席に着く〕

○委員長（長谷川仁君） ただいまから沖縄及び北方問題に関する特別委員会、通信委員会、建設委員会連合審査会を開会いたします。

先例によりまして、私が連合審査会の会議を主宰いたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、沖縄平和開発基本法案、沖縄における雇用の促進に関する特別措置法案以上の各案件を一括して議題といたします。これより質疑を行ないます。

○野上元君 私は、いわゆる沖縄返還協定が成立して以後、電波法にも、あるいは安保条約に基づき地位協定の規定も受けない、適用も受けない怪しげな外国の電波放送局が残るという問題について、通信委員会として重大な関心を実は持つておたわけでありまして、今日まで通信委員会がついに開かれないままに來ております。したがって、この機会に、すなわちVOA及び極東放送と電波法の関係等について若干の質問をしたいと考えるわけでございます。

まず、最初にお聞きしたいのは、この問題が日米間でお互いに議論され始めたのが三月ごろだと言われておりますが、大体五月ないし六月ごろの新聞を読んでもありますが、政府側の中においても相当意見の対立があったというふうに見られるわけでありまして。とりわけ、主務官庁であります郵政省としては、あるいは郵政大臣としては、電波法の適用を受けない外国の電波放送局がわが領土内に残るといふことについては、とうてい許されないとはいふような強い意見が出ておたように聞いておりますが、まず廣瀬郵政大臣、その点についてお伺いしたいのですが、なぜ郵政当局はこれらの問題について反対の態度をとっておられたのか、その理由をお聞かせ願いたいと思ひます。

○委員長（長谷川仁君） 速記をつけて。
○國務大臣（廣瀬正雄君） お答え申し上げます。VOAについてのお尋ねと思いますが、これは、御承知のように、アメリカの政府の一機関でございます。海外広報の放送でございます。したがって、御承知の電波法にはなじまない事業でございます。つまり、電波法の第五条で外国の政府の放送は日本に許されないということになっておりますが、ただ、御承知のように、第三条で、条約で別段の定めがあります場合はその定めに従うということになっておるのであります。したがって、条約と同等の協定の第八条で認めることになりましたので、わが国内法におきましても特例法をつくりまして認めることになったわけでございます。ただいま御指摘のように、当時は、私、郵政大臣でございせんでしたけれども、前大臣が、電波法を守るといふ立場からそのような意見は述べたと思ひますが、さうでございます。最終的に、この問題が最後まで残つたのでございまして、やむを得ず妥協しまして、日本で放送を認めることになったというのだと私は承つておりますわけでございます。

○委員長（長谷川仁君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

〔委員長退席、沖縄及び北方問題に関する特別委員会理事野上元君、堀木亨君着席〕

○委員長代理（堀木亨君） 速記を起こしてください。

○野上元君 まことに恐縮なんです、委員長の御許しをいただきました、すわったまま質問させていただきます。電波法第五条に抵触するの、郵政省としては反対しておた、しかし、第三条というものがあつたので認めざるを得なかつたというふうなことでございまして、当初あなた方が反対しておたときも第三条はあつたはずなんです。当然そのぐらいのことはわかつておたと思ひます。にもかかわらず、最後になって第三

条を持ち出したという理由は何ですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 第五条というのがあくまで電波法の本筋でございまして、しかし、ただいま私が前大臣が反対したと申しましたのは、沖繩協定ができました過程におきまして、その第五条の精神によりまして反対したということを申し上げたわけでございます。

○野上元君 その五条の精神というのが電波法の中核をなしておるといふことでありますから、本来、郵政当局としては第五条によってあくまでも反対しなげなはずなんです。最終的には賛成の立場をとられたという事は、第五条というものは一体どういふことになるのか。第五条の解釈が変わったのか、それとも他の圧力が加わったのか、それはどちらなんです。

○国務大臣(廣瀬正雄君) これは、さつき御説明申し上げましたように、沖繩返還という大きな目的の外交折衝の最後の過程におきまして、妥協せざるを得なかったというわけのものとございまして、

○野上元君 私どもが心配しておるのは、そういう大きな一つの事件がある、法律がかりに解釈をされるというふうなことになる、将来大きな禍根を残すのではないかと、いふふうに考えるわけなんです。したがって、その大きな事件であるかどうかという認識、判断は政府当局が持つとするならば、ある一つの事件によって、またまたそういう法律の解釈をゆがめて領土内にそういうものを残すということも、へ理屈になるかもしれないが、あり得るわけなんです。それを私は心配しておるんですが、そういうことは予見できませんか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) どうも、おっしゃるお気持が、お尋ねの趣旨がよくわかりませんけれども、私も郵政省といいたしましては、電波法を守る立場から一応は主張いたしたけれども、外交折衝の過程におきまして最終的に妥協せざるを得なかった。そういうことになりましたれば、第三条が適用されるというわけのものだと思います。

○野上元君 当時の新聞を読んでみますと、外務当局も、また佐藤・ニクソン共同声明の精神から

見て、完全主権のもとにおけるそういう主権を排除するようなVOAが領土の中に残るといふことについては好ましくないという態度を持ち続けられたように記憶しておるわけですが、なぜ変わったのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まさにお尋ねのとおりであります。外務当局も最後までVOAは撤去してもらいたい、こういう主張をいたしたわけなんです。最後の最後まで二つ三つ問題が残った。その中の一つが、まさにこのVOAであります。私どもが最後まで粘りましたのは、これは、とにかく電波というものは国の大事な資産である。これを統一的に国が管理しておる。それに対して、外国に電波の使用を許すと、こういうことでありますから、これは重大な問題である。かような認識のもとに最後まで抵抗いたしたのです。しかし、沖繩返還という大きな問題がある。この決着をつけなければならぬと、そういうような立場から、最後には妥協せざるを得ない。そこで、期限と、それからこの放送内容を規制すると、こういう二つの歯どめをいたしまして最後の妥協案をつくった、こういう次第でございます。

○野上元君 このVOAの問題を煮詰めるときに、日本外務当局あるいは郵政当局は、これを撤去してもらいたいという希望を強く要請したはずで、すね。ところが、アメリカは譲らなかった。なぜアメリカはVOAを固執するのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) アメリカの主張によりまして、これは非常に平和的なものである、世界各地に置いているんだ、それを友邦日本に存置をする、こういうことで、どこに不都合があるのでありましょか、と、こういうことでございまして、無期限で置いてもらいたい、と、こういう主張を最後まで言っておったわけでありまして、

○野上元君 私も、VOAが世界各国に相当散在しておるといふことは聞いております。しかしながら、アメリカが言うように、それが平和なものであり、何ら意図がないんだということであるならば、なぜ世界各国に出ていってそういう中継局

を設けなければならぬのか。そういう必要は考えられないんじゃないですか。観点を変えれば、VOAの性格についてお尋ねしたいのですが、VOAというのは、一般的に謀略的なものであるというふうにいわれております。外務省当局としては、どういふふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(福田赳夫君) わが国といたしましては、アメリカがこの性格について説明をしておりますが、これは平和的なものである。事実、このVOAというものは、軍の機関じゃございませんで、これは大統領直属の対外広報所属の放送事業であります。また、その放送内容を政府においても、抜き取りではございまして点検をしてみ、そうすると、いわゆる謀略的、特に軍事的なにおいというものは、そういうふうなことでアメリカのそういう説明が裏づけされると、こういうふうな状況であつたわけでありまして、つまり、アメリカは世界じゅうに網を張っているという、世界政策を展開しておる。その政策の浸透のためには、各地にそういう機関を持ちましてアメリカの考え方というものを世界各地に知ってもらうなければならぬ、つまり情報の提供及び解説、こういうことでございまして、これがアメリカの大統領直属の機関たるVOAの任務であると、こういうふうな理解をいたしております。

○野上元君 その謀略的であるかどうかという問題については、これは主観的な判断になると思ひます。しかし、客観的に見て、世界各國十何カ国にもVOAの中継局を置いて、そしてアメリカの政策を訴えていく、あるいは共産主義そのものの欺瞞性を暴露していくという、そういう目的でつくるといふことがはたして謀略でないと言えるのですか。何でそういう必要があるんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) どうも、わが国のように、いわゆる世界政策というのか、そういうふうな規模の政策を展開していない国、これと違ひまして、世界各地に軍隊を駐とんせしめておる、もうほとんど世界各國に対して経済上の援助をしておる、そういうふうな立場のアメリカであります。

そういうアメリカをいいますと、アメリカの考え方はこうなんだということを解説し、あるいは情報を提供する、これはそういう必要が私はあろうかと思ひます。それで、まあ私もテープをとりまして聞いてみる、そうすると、そういうふうな、まさにアメリカ政府が言っているようなことなんです。また、当然に中国放送が沖繩からは行なわれておるけれども、中国から文句が出たというふうな事実は聞いておられません。そういうふうなことから見て、きわめて平和的なもので、かつ謀略的なものではないと、こういうふうな理解を持っておる、そういう次第でございます。

○野上元君 そうしますと、外務当局が当初反対したのは、単に電波法第五条の關係だけですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そのとおりでございます。

○野上元君 しかし、当時の新聞の解説等を見ますと、むしろ、その点は郵政省の管轄であるけれども、外務当局としては、いわゆる中国の雪解けをいま見ようとしておるときに、何も好んでこういうものをわが領土内に置いて、いたずらに刺激することは避けるべきではないか、そういう観点に立つてこのVOAの撤去を要望しておる、こういうふうな解説されておるんですが、その解説は間違ひですか。

○国務大臣(福田赳夫君) まあ、副次的にはそういうことも考えられます。しかし、わが国は中国との間に国交の正常化をしようという考えを持つておる、そういうやさきに、まかり間違ひと日中国交正常化を妨げるような作用をなすおそれはないとしない、そういうふうなことも感ずる次第でございますが、中心は、どこまでもわが国の貴重な財産たる電波に対する例外を外国に對し設定すると、こういうことでございまして、

○野上元君 いま外務大臣は、副次的にはそういうことは考えられると言われたのですが、外務当局として副次的というものは、電波法五条のほうは副次的なんじゃないですか。いま私が質問したや

つが主眼じゃないんですか。郵政省から見れば中国を刺激する問題は副次的かもしれないけれども、外務当局から見れば副次的なのは電波法五条なんじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 外務省は、一外務省の立場で事を考えているんじゃないんです。政府全体の立場、国全体の立場に立つて、ものを考えているんです。そういう立場から言いますと、何としても貴重な電波というものを外国に対して例外的にも分け与える、この問題が第一であります。それから、かたがた、これはよけいな心配かもしれないけれども、そういう物騒なものであるというふうに批判の起りそうなことをやらせたくない、こういうふうなことをやります。

○野上元君 あなたが物騒なという表現をされたんですが、外務当局としては、やはりVOAは物騒な報道機関だというふうに思っておられる腹の中では、おそらく、それがことばとして出たと思うんですが。

○国務大臣(福田赳夫君) いや、物騒なという御批判をいただくようなことのあるようなものを置いたら、いや、悪いんじゃないかというふうなことも副次的にはあったんです。しかし、先ほども申し上げましたとおり、期限を設け、また、その内容も規制いたしまして、そういうことが杞憂に終わるような措置を十分講じた上妥結をした、こういうことでございます。

○野上元君 外務当局がやはりVOAに相当神経を払ったということは私も理解できるんです。というのには、VOAというのは必ずしも世界各国から見れば好評じゃないんです。特に共産圏から見れば目の上のこぶでしようというものが、もうこれは通説ですよ、そのためにこそVOAがあるんですからね。そういうふうな言われてきているんです。したがって、これができたのは、第二次大戦直後ほとんどできていたわけですね。したがって、当時は、いわゆるダレスの封じ込め政策というものが全地球に展開されたときです。したがって、

て、この全地球をおおうような一つのVOA網というものができておるわけですから、その目的は、いまさら私があなたに言わなくともわかっておると思うんですよ。ですからこそ、外務当局は心配しているんじゃないですか、何とか歯どめをしようにんと言っているでしょう。しかし、この協定を見ると、あるいは取りきめを見ると、この放送に関する、プログラムに関する一切の責任はアメリカ政府が負うというんでしょ。一切の責任を負うものに歯どめするとか、しないというのはおかしいじゃないですか。半々責任を持つなら歯どめをしていいんですが、向こうはどんなことがあっても私のほうが責任を持つと言っているんですからね。歯どめをするというところが実際にはおかしいじゃないですか。だから、外務当局の腹の中が見えるように私にはわかるんですが、VOAというのは、ないほうがいい、もしもまかり間違つて中共非難の放送でもやたらたいへんなことだ、しかも、今度は日本の領土内にあるんですから、外務省が心配されておる共同正犯ということになるんですからね。非常に重要な問題だと思ふんです。私は、これを軽々しく認めたいというところは重大な禍根を将来に残すのじゃないかというふうな気がするわけですが、そういう点はどうか、VOAの性格について。

○国務大臣(福田赳夫君) 五年の期限を区切り、それから、先ほども申し上げました歯どめがしてありますので、私どもは、このVOAがさほど心配の種になる、こういうふうには存じておりません。一切の放送の内容についての責任はアメリカが負うと、確かにそういうふうになっております。なつておりますけれども、その番組に対してはわが国はあらかじめ意見を述べることができただけであります。また、番組の態様につきましても、あらかじめこれは向こうのほうから開示がある、こういうことになっておる、わが国が申し述べました意見につきましても、相手は、アメリカはこれを尊重する、こういうことになっておるわけですから、これはもう私は万間違ひはない、こ

ういうふうに思います。しかし、統一電波行政という見地から見まして、まことにこれは重大な問題である、こういうふうな考えますので、五年の期限である、こういうふうにしてあるわけであり

○野上元君 私は、その精神条項の問題については、また時間があれば触れたいんですが、これは、いま日米間における精神条項というものがどれだけ信憑性があるものか、どれだけ有効性があるものかについては、残念ながら国民の間には相当疑惑があるわけですよ。これはもう佐藤総理も苦い汁を飲まれたわけですから、よく体験されると思うんですが、その問題はいま触れませんが、もう少し具体的に触れていきますが、要するに、VOAというものはきわめて物騒なものであるということだけは間違いないと思ふんですよ。いま、あなたが五年の期限が切つておると言っておられるけれども、実際は協定の中を見ていくと、ずっと幾らでもできるようにしておるんですよ、これ。協議するということになつておるわけですから、二年後には、この運営について継続するかどうかを協議するということになっていく。協議には同意がなければならぬ、合意がなければならぬわけですから、合意しない場合はどうするんだというものがないわけですよ。私は、いま西ドイツとアメリカのものを持っておりますが、これは外務省からもらったんですが、一九五二年に結ばれておるんですね。いまだにあるわけですよ。しかも、五年後、五年後で切つておられるけれども、いまだに存続しておるわけですよ。だから、最近の新聞を見ると、ブランド首相が、戦後二十何年にもなつてなおかつVOAがミュンヘンにあり、そして共産圏に放送されることは迷惑千万だと、こういうふうな発言を新聞に書いてありますけれども、そういうことになるんだと思ふんですよ。特に私は、いまおそろく日本の外交で最も重要な問題は、何といつても中華人民共和国との問題だと思ふんですが、これにひびが入るようなことがあるということになると重大な

問題だと思ふんですよ。その犠牲を払つてまでこれを沖縄に置かなければならぬという理由は私にはわからぬし、アメリカがなぜそこまでこれをがんばらなければならぬのかという理由が私にはわからないんですよ。

○国務大臣(福田赳夫君) 先ほどから申し上げておりますように、VOAは平和的な機関である、大統領直属の機関がアメリカ政府の政策を解説し、また情報を提供する、こういう性格のものである、それを、友邦日本にいままであった、沖縄にあった、それから施政権が日本国に移つていきますと、その後において直ちに撤廃をしなければならぬという要求を受けるとは思われぬ、こういうことなんです。先ほどから野上さんが、永久にこれが存続するような感觸のお話をしておりますが、そうじゃないんです。これは五年で期限が区切つてある。この五年の期限が来た後にはどうなるかという、これは撤去する、こわしちゃう。そういう場合か、あるいは国外にこれを移転するか、この二つしかないんです。国外の移転の場合におきまして、これはもう二年後からずつと相談していきまが、また、移転という場合につきましては、工事も始まつておるはずですが、天災地変などで工事が間に合わなくなったという際には、それだけ延びるというのを書いておるわけでありまして、永久に五年、また五年だ、その先も五年だ、そういうふうな性格ではこれは絶対にありませんから、その辺はひとつ確信を持っていたいただきたい、かように存じます。

○野上元君 私は、外務大臣の話を聞いておると、このVOAを沖縄に置くことに賛成なのか、反対なのか、どうもよくわからないんですよ。反対のようでもあるし賛成でもある。アメリカは世界に援助を与えておる、あるいは軍隊を展開しておる、したがって、これらの政策について世界各國に情報を提供していくというのは当然の話なんだ、こういうお話があります。かつてのマーシャルプランみたいなものです。ということになる

と、なぜ沖縄から撤去せよとあなたが言

わなければいけません。むしろ、本土に持つてくるように勧奨したらどうですか、そんな必要なものなら、その点が私よくわからぬのです。だから、五年間は認めたとんというの本質的な問題じゃないです。本質は撤去すべきなんだ、撤去するべきであるならば、何か理由がなければならぬということなんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 先ほどから、もう何回も申し上げているとおり、これは私も反対なんです。反対の理由は、わが国はもうほんとうに主権国家である、その主権の行使として重要な資産であるこの電波を外国に差し出す、これはほんとうに例外中の例外でなければならぬというので、この際はその例外にいたしましたわけなんです。どこまでもこれ、反対です。反対ですが、沖繩交渉というものも妥結しなければならぬ、そういうような大きな見地から、まあ期限を限り、また放送内容にも規制を加えるということにして妥結をした、こういうこととあります。

○野上元君 アメリカは、先ほどのお話を聞くと、世界各国に十何カ所持つておる、VOAの施設を友好国に。みんな主権国です。ちゃんと持つておるわけですね。それでもなおかつ日本はどうして反対するのだと、こう言っておるわけなんです。それを、日本は反対しなければならぬわけでしょう、反対するわけでしょう。ただ電波法五条だけじゃなくて、その副次的なほうの問題なんじゃないですか、外務当局としては、その点をほつきりしてもらいたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 私が申し上げておるすのは、統一電波行政ができなくなる、そういうことです。とにかく電波というものは、これは今日この時勢におきましては大事な国の資産である、そういうふうな考えでおるわけなんです。これはどうして統一の国で管理をしたいと、こういうふうな考えでいるのですが、VOAを存置するということは、それに対する例外である。そこで、これは反対だと、こういうふうな申し上げておるわけなんです。これは郵政当局が最も強く主張して

おるところです。わが外務省は外務省だけの見解で動くのではありません。国全体の立場を踏まえて行動するのです。そういうことであります。ただ、これを存置した結果、副次的に間違いがあつちやいかな、そういうふうな考えまして、いろいろの歯どめもある、こういうことですが、本質は、どこまでも貴重な財産を外国に与える、こういうことに対する抵抗であつたわけであります。

○野上元君 歯どめも別の取りきめになつていくわけですね、歯どめは。しかし、先ほど言つたように、協議がととのわなかつた場合には一体どうなるかという最終的なものはないわけですね。協議がなければ、協議が成立しない場合にはどうするのだというふうな細目にわたつての取りきめはないわけですよ。そこにしり抜けだといわれる問題がひそんでおるのじゃないですか。二年後に継続するかどうかについて協議をするということだけが書いてあるわけなんです。

○国務大臣(福田赳夫君) これはかなり詳しく書いてあるのです。協定第八条に、「この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、沖繩島におけるヴォイス・オブ・アメリカ中継局の運営を継続することに同意する」、それで、あと、「二年後に沖繩島におけるヴォイス・オブ・アメリカの将来の運営について協議に入る」と、そこで、また交換公文があります。これはお読みになつておると思ひますが、詳細に書いてあります。二年後に協議がととのわなかつたらどうすると、こう言へば、五年でおしまひであります。もうわが国は譲歩はいたしませんです。

○野上元君 協議がととのわなかつた場合に、それが終わらだといふことですがね。しかし、いわゆる天変地変だとか、あるいはその他予見できない事態に遭遇した場合に存続を認めるとなつていくわけでしょう。幾らでも抜け穴はあるんじゃないですか。天変地変だけじゃなくていいでしょう。天変地変なんていうものは、お互いに交換公文も何もありやしないでしょう。予見せざる事

態、持つていこうとしたところがいやだと言つたときには、これもやっぱ予見せざる事態です。いままでいいと言つていたところが、政変があつて、そこはだめだといふことになつたら、これも一つの予見せざる事態でしょう。そういう場合には、やっぱ予見せざるで継続して存続させるといふことになるわけですね。

○国務大臣(福田赳夫君) この辺は、この前の委員会でもかなり詳しく御説明いたしまして、予見せざる事情とは一体何ぞやと、こういう御質問がありました。これは、二年後に協議に入るわけなんです。その協議は何だといふと、まず、これは五年後になつたら撤去しますから——撤去といふか、まあ打ちこわしですね。こういうふうないたしましたか、あるいは他の沖繩以外の地に移転いたしますかと、こういうことが中心になるわけなんです。そして、撤去、つまり打ちこわしをするんだといふことになりました。これはもう問題なく五年で終了する。その工事、もう天変地変、予見せざる事情といふものも、もうそれはなかつたと思ひます。問題は、他の地域に持つていくという際には、はからずも大台風がありましたとか、あるいは大地震がありましたとかいふと、その二年後に始まる協議におきましたは、五年後に移転先の施設が完成をするという順序で仕事は始まりまするけれども、そういう天変地変のためにその工事がおくれたという際には、その工事がおくれた期間だけ延ばしまして、こういふわけなんです。ですから、それはもう常識的に限度的な問題で、これが二年も三年も延びると、そんなような問題じゃございせん。これは、その工事の残存期間だけが延びると、こういう性格のものです。この点も非常に日米間ではつきりしておりますから、これも御心配ないようにお願ひ申し上げます。

○野上元君 これは二年後に協議に入ることになつていますね。二年後でなければ協議に入れないんですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 条約上の権利として、

こちらから話を申し上げるわけにはまいりません。しかし、実際問題としては、これはまあ郵政当局は向こうの郵政当局としゃちやう会ふことでしょう。外務当局も向こうの外務当局としゃちやう会ふ。そういう際に——この間、郵政大臣がぼつぼつと言つたんですが、ぼつぼつ話が出るという事態はある。また、そういうふうにしたいた、こういうふうな考えております。

○野上元君 たとえば、来年早々だと思ひますが、ニクソン米大統領が訪中しますね。そのときに私はVOAの問題が出ると思ひます。あんなものを沖繩に置いておいたんじや困るといふ話が出たらどうしますか。それで、アメリカもそれに考慮を払うということになれば。

○国務大臣(福田赳夫君) 向こうからそういう話が出れば、大にこれは歓迎します。そして、受けて立ちます。しかし、こちらからVOAの話を総理大臣ラングの語として、まあこういう二年後になつたら話し合ひしようと言つてある現在の時点において、話を持ち出すといふことをいたすことは適當でない、こういうふうな考えております。

○野上元君 総理、いままでのやりとりで、大体VOAを認めた経緯というものが、だんだんこちら、わかるような気がしてきつたんですが、最終的には、これは総理の裁断によつたんですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 最終的には、双方の話を聞き取りまして、外務、郵政両省の考え方を調整した。最終的には私が決定した。さようでございます。

○野上元君 そこでお聞きしたいのですが、外務省の中にもこういう意見があつたといふことを聞いておるのです。たとえば、放送の内容について日本がタッチしたほうがいいのか、それともタッチしないほうがいいのか、いわゆる共同正犯論といふのが出たように報道では聞いておるわけなんです。タッチすればタッチしたで、その放送内容がある国を刺激したといふことになる、日本政府もタッチしておるのだからといふことで、これは

重大な、共同正犯も直ちに問われるという心配がある。したがってこれはいっそのアメリカの責任においてやってみたらどうかというのだ、歯止めなんかやってみたら意味がないのだというふうな意見もあつたというふうに聞いておるわけですが、それはどうですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 最終的には、中継局を通じて中継される番組に関する責任はアメリカ合衆国のみが負う、こういうふうになっておるのである。私は、そのいきさつですね、いま野上さんの触れられたいきさつについては聞いておりませんが、これも、これでよかつたなあと思っております。これが両方側に責任が相分かれるような、こういう状態だと、これは非常に困る。やっぱり日本が責任を負うのか、あるいはアメリカ側が責任を負うのか、これはどちらか一方に責任というものはしておく必要がある、こういうふうに思っています。しかし、VOAはアメリカ大統領府の直属の機関であるという性格にかんがみまして、アメリカ側が責任を負うと、こういうふうにしてある、たいへんこれはよかつた、こういうふうに思っております。

○野上元君 歯どめをしたいという真意は何ですか。

〔委員長代理 堀木亨弘君退席、委員長着席〕

○国務大臣(福田赳夫君) これは、日本の電波法の監理に服しないという性格のものです。それであり、また、何らかの形においてわが国の上において放送される外国の機関が、これが公序良俗に反する放送をするというふうなことがあつたり、あるいはわが国の外交に悪い影響があるというふうな放送があつたり、そういうことじゃ困る、その他わが国の政策に背馳するような放送内容であつては困る、こういうことを心配するわけですね。そこで、それに対する歯どめを取りつけてある、こういう次第でございます。

○野上元君 その歯どめを取りつけてあるというのは、条文にそれが書いてあるというだけで、番組に対して日本政府は意見を開陳すること

ができる、見解を表示することができる、それに対してアメリカは尊重しなければならぬ、尊重するのだというふうな条文ですね。しかし、どうやって毎日聞いているんですか、放送を。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、郵政省でさきに検討している問題です。たとえば、傍受を行ないますとか、あるいは番組の概要をあらかじめ聞き取っておくとか、いろいろなことを考えておるようでありまして、詳細なこの条項の執行、これは郵政省が全責任を持つ、こういうことになっております。

○野上元君 VOAが放送しておる内容というのは膨大なものですね。これを全部傍受するというようなことが技術的に可能なんですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) VOAは各国に向けて放送いたしますラジオでございます。したがって、電波に非常に指向性が強いということになります。ですから、でございますから、これはなかなか一カ所では容易に聞き取れないというふうな性質の放送でございますけれども、幸いに沖縄の送信所に近い、五、六キロのところだ、そこでございまして、適当な場所がございまして、この一カ所に傍受の設備をいたしますと全部の波が聴取できる、こういうふうに技術的になっております。郵政省といたしまして、かなりの経費がかかりますけれども、明年度、予算要求いたしましてそのような設備をいたしたい。それとまた、放送内容が数カ国語によつて放送されますので、これにつきましては外務省のほうで相当多額な予算を要求いたしまして、各国語の翻訳をするというふうなことにいたしておるのであります。傍受につきましては万遺憾なきを期したいと、かように考えております。

○野上元君 私は、傍受の設備あるいはその規模等についても聞きたいのですけれども、それよりも、傍受をして、それを常に監視してやっていたいかなきゃならぬというところに、むしろ問題の本質があるのではないかと、むしろ思ふのですが、その点どうなんですか。傍受して常に監視してい

かなきゃならぬという考え方が日本国政府にある、それがVOAなんだということになると、話はまだ逆戻りになってきまして、そのほうがむしろ問題なんじゃないですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 私どもは、当初VOAは穏やかな、刺激的のものでないというふうな放送だというふうに解釈をしておりましたけれども、いろいろ国会方面にも、ぜひ傍受をやるようにというふうな御意見も出ましたので、最初はそのようなことを考えてなかったわけでございますけれども、そういうふうな御意見に基づきまして、万が一放送の内容が国際友好を阻害するような放送であつてはならないというのが私どもの監理の目標であります。念のため、傍受の設備をすることにいたしましたわけでございます。

○野上元君 郵政当局は、VOAについては平和的であつて、何ら傍受する必要もないのだというふうに考えておられたけれども、どうもわれわれがやかましいから傍受するのだ、せざるを得ないのだというふうなことを言っておられるのです。それならば、何もそんなに、むきになって反対されることないじゃないですか。

○国務大臣(廣瀬正雄君) 反対いたしましたというの、先ほど申しましたように、外国の放送が日本に放送されることはよろしくないという意味でございます。放送の内容についてははなかつたわけでありまして、しかし、そのような御意見が出ましたので、念のために傍受の設備をやるということにいたしましたわけでございます。

○野上元君 外務大臣、いまお聞きのように、郵政省も、傍受設備をして常にこれを傍受しながら、監視と言いますかね、内容の監視をするというふうなことを言っておるわけですが、これは外交上にとつても非常に重要な問題だと思ふわけですよ。特にVOAというのは、一千キロワットという膨大な超大型電力を使って、しかも一方に指向して放送するわけですから、相当な距離まで届

くんじやないかと思ふ。相当のサービスエリアがあるんだと思ふのです。したがって、問題は非常に国際的なことと思ふ。したがって、この放送番組を流すことによつて国際的な紛争が起きる可能性というのは非常に強いと思ふのです。それこそ予見せざる紛争が起きるかもしれないというふうなことは、本来は日本領土内にあるのですから、何といつても日本の責任は免れないと思ふのです。外務省の言うように、番組にタッチしたら共同正犯になるのだというふうな言っておられるけれども、タッチしなければアメリカの一方的な責任だと言っておられるけれども、私は、日本の領土内にVOAが設置されておるというところがすでに共同正犯だと思ふのです。相手方から言わせれば、これは重大な問題だと思ふのです。したがって、そういう問題については、もう少しきめのこまかい協定がなきゃならぬというふうな気がしておるのです。それで、実は米國と西独との間において結ばれておるこのVOAの協定を見ますと、非常にそういう点は克明に書かれておるわけですね。あなたは読みになったことがありませんか。

○国務大臣(福田赳夫君) ありません。

○野上元君 私は、日本の外務大臣がVOAの協定を結ぶのに、世界にもう先例があるのですから、その先例を全然研究されないで結ばれたというのには非常に不思議だというふうな気がするのであります。

○国務大臣(福田赳夫君) 野上さんは私が読んだかと言ひから、私は読まないと、こう言うのです。私の部下の皆さんは、これは読んで、よく検討しております。これは一々私がそこまでやるわけにはいかぬ、そういうふうには思ひます。

○野上元君 外務省を代表するのは外務大臣でしよう。外務大臣が読んでなければ部下は読んでないというふうなことになるのです。何にもならぬです。あなたが知らなければ何にもならぬじゃないですか。で、私は、別に外務当局、事務当局について質問しようとは思つておらぬのですが、実は

私もにわか勉強です、正直言つて。しかし、アメリカと西ドイツとの間に結ばれておるこの協定を読んでみますと、ちゃんとそういうきめこまかい協定ができておるわけです。しかも、放送をやるのに、両国の共同の利益のためにこのサービスを行なうのだということをうたっているわけです。日本の場合にはそうじゃない。これはアメリカの国益のためだけにやるんでしょう。日本はわれわれと違って、善き込まれたら損だという考え方なんですよ。根本的に違ふんじゃないですか。したがって、紛争が起きたときの取り扱いについても、国際裁判所まで持つて行つて、お互いに争うことまで書いてあるんですね。なぜ日本もそういうきめこまかいことがやれなかつたのか。あなたに知らなかつたからでしょう。西ドイツの協定ではないし、知らないんですよ。知っておるのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) 外国の協定につきましては私は承知しております。しかし、この交換公文で詳細な取りきめはしておるのです。しかも、その中で歯どめもしてある。これを具体的に実行していくことになりますれば何の支障もない、これで不安は感じない、こういうふうに判断したがゆえに、諸外国にあるというような協定例、そういうものによらなかつた。しかも、これは暫定的なものです。五年間、あるいは五年以前にやまるかもしれない、こういう性格のものであるということをお含みおき願いたい、かように存じます。

○野上元君 私、その点は、こうなつた以上は希望しますけれども、しかし、西ドイツだつて希望しておるけれども二十何年も続いております。アメリカに弱い日本の政府は、やっぱり西ドイツと同じ轍を踏むんじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君) どうも野上さんの話を聞いておきますと、これが五年としまつておるけれども、これは更新され、また更新されて、未来永劫続いていくような頭でお話をされておるようでありすが、それがさうじゃないのです。五年

たつたら、きつぱりやまつちやう、日本では。たゞ、天変地異なんかありまして、移転というよりな場合におきまして、その工事がとこのわけ場があるかもしれない。その工事の残存期間だけ沖繩におるのが延びると、こういうことでありまして、どうもいろいろお話がありますが、前提が幾らでも延びるんだ、ドイツのように二十何年も延びることになるかもしれないというところじゃ絶対にありませんから、その辺は、そういうことじゃなくて、五年でやまるんだ、天変地異の場合だけ、しかも国外に移転をされるその場合における天変地異だと、その場合だけが、その残存期間だけ延びるんだと、こういう前提でいろいろお考えください、お尋ねくださるようお願い申し上げます。

○野上元君 あなたの頭の中はさうなんですよ、ね、おそろく。しかし、相手がおるんですから、これ。しかも強大な相手が。だから問題なんです。たとへば、電波法五条を侵害するやうな、こんなものは困るというのが日本政府の考え方だつたんですよ。しかし、実際には認めたじゃないですか。しり抜けになつちやうて。いつもさうなんです。あなたの方の頭の中はなかなかいいことを考へておつても、相手がおるので、交渉しておる間におかしくなつていく、水田さん笑つておられるけれども、ドル・ショックの問題でもさうです。あなたは一五%で絶対にまゝとめると言つておつたけれども、やっぱり一六・八八%になつてしまつた。あなたの方は頭はいつもさうなんだけれども、交渉相手がおるんです。だから、われわれは心配しておるんです。しかも、協定の中にはさういふことがはきつりしておらぬ。

○国務大臣(福田赳夫君) これは、ただ単なる話し合いじゃないんです。ちゃんと協定に書いてあるんです。

○野上元君 協定がしり抜けだと言ふんです。

○国務大臣(福田赳夫君) 協定にちゃんと書いてあることであり、かつ、はつきり申し上げておきますが、もし五年をとえるという際には新たな

協定を要すると、こういうことになる。それに伴う国内立法も必要である、こういうことになるんです。これは非常にはつきりしておりますから、その点は一点の疑問のないように、ひとつお願いしたいと思います。

○森中守義君 議事進行。

十五時三十分、衆議院において佐藤内閣の不信任案が提出されたさうです。したがって、内閣の不信任案を受けた佐藤内閣、総理以下各閣僚に連合審査の質問をすることは不可能であります。おそろく多数をもつて可決をされるであります。うが……。その時期までこの審査会の暫時休憩を要求いたします。

○委員長(長谷川仁君) ただいまの森中君の発言につきまして、その取り扱いを理事会において協議いたしましたと思ひますので、暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和四十七年一月十一日印刷

昭和四十七年一月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局